

BSEに関するWG報告書の主要ポイント

22日、BSEに関するWGが予定された3回の会合を終了し、議論の結果を報告書にまとめたところ、そのポイントは以下のとおり。今後、本報告書はBSE局長級協議に報告され、局長級協議において報告書の内容を基に日米牛肉貿易再開につき夏を目途に結論を出すことになる。

1. BSEの検査方法

- (1) BSE検査の目的は、日本側は食品供給行程から感染牛を排除し、食肉の安全性を確保することであるとしたが、米側はサーベイランスであるとした。
- (2) 若齢牛については、現在の検査方法では、蓄積された異常プリオンタンパクの検出はありそうにないとの見解で一致。

2. 特定危険部位(SRM)の除去

- (1) SRMの除去が、人の健康を確保する上で、非常に重要であることにつき見解が一致。
- (2) と畜、解体及び加工の過程において食用部位との交差汚染が生じないような方法でSRMを除去すべきことにつき見解が一致。
- (3) 米側は、農務省農業販売促進局(AMS)の品質制度証明プログラムの下で、日本向け牛肉について、当該牛肉が日本の要求する条件を満たしていることを証明することができると説明した。

3. 牛の月齢鑑別方法

米側は、AMSの品質制度証明プログラムの下で、日本向け牛肉について、当該牛肉が日本の要求する条件を満たしていることを証明することができると説明した。

4. 日本産牛肉の対米輸出

日本産牛肉の貿易再開につき夏を目途に結論を得るため、米側は、関連する規則及び制度の運用に当たって、最大限の努力をすることとした。

5. フィードバン/サーベイランスのあり方

日米双方は、フィードバンの有効性を引き続き検討していくとともに、適切なサーベイランスのあり方等について協議を継続。

(了)